

中野区行政財産使用料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第8条 (略)				第1条～第8条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1～11 (略)				1～11 (略)			
12 中野区立教育センター分室				12 中野区立教育センター分室			
施設	単位時間			施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	
研修室A	1,500円	2,000円		研修室A	2,000円	2,700円	
研修室B	1,200円	1,500円		研修室B	1,600円	2,000円	
研修室C	500円	700円		研修室C	700円	900円	
13 中野区立野方図書館				13 中野区立野方図書館			
(1) 会議室二等				(1) 会議室二等			
施設	単位時間			施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
会議室二	700円	1,000円	1,000円	会議室二	1,000円	1,300円	1,300円
会議室三	300円	400円	400円	会議室三	400円	600円	600円
会議室四	200円	300円	300円	会議室四	300円	400円	400円
会議室五	900円	1,300円	1,300円	会議室五	1,200円	1,800円	1,800円
会議室六	400円	700円	700円	会議室六	600円	900円	900円
会議室七	200円	300円	300円	会議室七	300円	400円	400円
会議室八	200円	300円	300円	会議室八	300円	400円	400円
(2) 会議室九				(2) 会議室九			

施設	単位時間	
	午前9時30分～午後2時30分	午後3時～午後8時
会議室九	900円	900円

14 中野区立学校

(1) 体育館

施設	単位時間
	1回(3時間以内)
小学校体育館	1,300円
中学校体育館	1,900円
中学校小体育館	900円

(2) 附属設備

設備	単位時間
	1回(3時間以内)
小学校体育館冷暖房設備	1,000円
中学校体育館冷暖房設備	2,100円
中学校小体育館冷暖房設備	700円

15 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に中野区行政財産使用料条例別表12の表及び別表13の表に掲げる施設について施行日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表12の表及び別表13の表の規定を適用した額とする。

3 この条例の施行の際現に使用の許可(前項に規定する場合の使用の許可を除く。)を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

施設	単位時間	
	午前9時30分～午後2時30分	午後3時～午後8時
会議室九	1,200円	1,200円

14 中野区立学校

(1) 体育館

施設	単位時間
	1回(3時間以内)
小学校体育館	900円
中学校体育館	1,300円
中学校小体育館	600円

(2) 附属設備

設備	単位時間
	1回(3時間以内)
小学校体育館冷暖房設備	900円
中学校体育館冷暖房設備	1,800円
中学校小体育館冷暖房設備	600円

15 (略)